

平成26年土佐清水市議会第2回定例会12月会議会議録

第17日（平成26年12月24日 水曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案第69号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」  
から議案第84号「訴えの提起について」までの議案16件  
（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 各委員会の閉会中の継続審査について

日程第3 議員派遣について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 田中耕之郎君 | 2番 | 岡本詠君 |
| 3番 | 細川博史君 | 4番 | 前田晃君 |
| 5番 | 浅尾公厚君 | 6番 | 森一美君 |
| 7番 | 小川豊治君 | 8番 | 西原強志君 |
| 9番 | 永野裕夫君 | 10番 | 岡崎宣男君 |
| 11番 | 仲田強君 | 12番 | 武藤清君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|--------|
| 議会事務局長 | 山下毅君 | 局長補佐 | 東博之君 |
| 議事係長 | 池正澄君 | 主事補 | 公文愛里沙君 |
| 主事補 | 岡崎正嗣君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                                             |         |                            |         |
|---------------------------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                                         | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                      | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長                      | 黒原 一寿 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員 | 野村 仁美 君 |
| 企 画 財 政 課 長                                 | 早川 聡 君  | 総 務 課 長                    | 木下 司 君  |
| 危 機 管 理 課 長                                 | 横畠 浩治 君 | 消 防 長                      | 田村 光浩 君 |
| 消 防 署 長                                     | 上原 由隆 君 | 健 康 推 進 課 長                | 戎井 大城 君 |
| 福 祉 事 務 所 長                                 | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長                    | 岡田 敦浩 君 |
| 環 境 課 長 兼<br>清 掃 管 理 事 務 所 長                | 坂本 和也 君 | ま ち づ くり 対 策 課 長           | 横山 周次 君 |
| 産 業 振 興 課 長                                 | 二宮 真弓 君 | 産 業 基 盤 課 長                | 文野 喜文 君 |
| 水 道 課 長                                     | 田村 和彦 君 | じ ん け ん 課 長                | 田村 善和 君 |
| し お さ い 園 長                                 | 中島 東洋 君 | 収 納 推 進 課 長                | 倉松 克臣 君 |
| 教 育 委 員 長                                   | 竹田 陽 君  | 教 育 長                      | 弘田 浩三 君 |
| 学 校 教 育 課 長                                 | 山本 豊 君  | 生 涯 学 習 課 長                | 中山 優 君  |
| 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー<br>所 長 | 武政 聖 君  | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長   | 沖 比呂志 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長                             | 小松 高志 君 |                            |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成26年土佐清水市議会第2回定例会12月会議第17日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出議案第69号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第84号「訴えの提起について」までの議案16件を一括議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 小川豊治君。

（予算決算常任委員会委員長 小川豊治君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（小川豊治君） 皆さん、おはようございます。

平成26年土佐清水市議会第2回定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果についてご報告いたします。

1、議案第69号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく、了承いたしました。

（2）歳出中、6款1項1目13節 委託料について、委員から従業員のキャリアアップによる顧客満足度向上事業の内容と公募の方法等について説明を求めました。

説明によりますと、従業員向けの研修会と顧客層を絞り込んだ特売イベントなどを実施することにより、会社の売り上げを伸ばし、3%以上売り上げが伸びた場合は、従業員の時給を20円引き上げを行うことが目標となっている。

公募方法については、県のホームページ、市役所の受付、さらに事業者の方たちへは、商工会議所を通じて広く事業を周知し募集を行い、プラザパルからの申請があったもので、仮に他の事業所からの申請があった時は、この事業との整合性を確認した上で、追加事業実施が可能とのことでありました。

関連して委員から、市民から「知っていれば申請するのに」との意見が議会報告会で出された経過がある。周知方法については、公募したとのことだが、もっと広く周知するようにとの意見が出されました。

これに対し、執行部より高知新聞にも緊急雇用創出事業の募集について、2回か3回は掲載された経過がある。県の補助金にはまだ余裕があり、ぜひ手を挙げてもらいたかったが、今年度は12月末が期限となっているとのこと。

委員より、緊急雇用創出事業については、広く公募が行われた結果であるとのことであり、了承いたしました。

（3）歳出中、7款4項2目15節 総合公園遊具修繕工事について

委員から、ジンベエ広場に遊具の修繕内容と安全確保のための定期点検等について説明を求めました。

執行部によりますと、総合運動公園内にある「ジンベエ広場」の遊具は、見た目は特に異常はないが、設置してから10年以上となり、中からの劣化が考えられるため、事故を未然に防ぐために修繕を行うものであるとのこと。

遊具の点検は、公園の草刈り業務を行うときなどに、職員や委託業者が目視により点検を行っているが、専門業者による定期的な点検は行っていないとのこと。

委員より、事故が起きないように万全の対策をとるべきとの意見に対し、執行部より総合公園の遊具は利用度も高い状況である。事故があれば取り返しがつかないので、目視だけでなく、

職員等による点検を徹底するとのことであり、了承いたしました。

2、議案第70号「平成26年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について」

委員より、平成25年度の決算では、収益的収支と資本的収支で差し引きすると、約4,500万円の赤字となっている。今後も4、5年同額の赤字が続けば、現在ある基金もなくなる。給水人口減による水道使用料の収入も減収傾向にある。水道事業の運営を総合的に考えた場合、急激な料金引き上げを行わず、徐々に水道使用料金を上げるべきとの意見が出されました。

執行部によりますと、このままいけば、4、5年すれば赤字になると見込まれるので、市民の負担が極力少なくなるような方法で近いうちに、水道使用料金の値上げを行い、水道事業が安定するよう将来を見据えた運営を行っていききたいとのことであり、了承いたしました。

その他、特に意見もなく了承いたしました。

3、議案第71号「平成26年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」

議案第72号「平成26年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

議案第73号「平成26年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について」

議案第74号「平成26年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」

以上、4件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました予算案について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 続いて、総務文教常任委員会委員長 仲田 強君。

（総務文教常任委員会委員長 仲田 強君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（仲田 強君） おはようございます。

平成26年土佐清水市議会第2回定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第76号「土佐清水市いじめ防止対策推進法施行条例の制定について」

委員より、具体的な条例の内容等について説明を求めました。

執行部によりますと、義務教育である小学生と中学生を対象に、いじめの早期発見と早期解決を目指して、「いじめ問題連絡協議会」、「いじめ問題調査委員会」、「いじめ問題再調査委員会」の3つの組織により取り組むものであるとのこと。

「いじめ問題連絡協議会」は、任意の団体であり規則で定めればよいが、「いじめ問題調査委員会」は、教育委員会の附属機関であり、市長への報告義務がある。市長が、教育委員会からの報告を受け、再度、調査必要と判断した場合に、市長部局である「いじめ問題再調査委員会」が調査を行い、その結果を議会へ報告するという流れになるとのこと。

今回の条例案上程の理由としては、教育委員会部局の「いじめ問題調査委員会」と市長部局の「いじめ問題再調査委員会」は、地方自治法で条例を定めなければならないとなっているためであるとのこと。

委員より、いじめが認定された場合、学校、教育委員会、補導センター等関係機関の役割はどのようになるのか。基本は学校と連携して調査を行うべきであると思うがとの意見が出されました。

これに対し、執行部より学校でいじめと認定していなくても、保護者からの訴えがあれば、学校の意見も聞きながら、いじめがあったかどうかを調査する。認定となれば、教育委員会や学校、あるいは教育センターの専門指導員等が対応することになるとのこと。

このほか、委員より、子どもの命にかかわる大事な条例であり、その一部始終は議事録を作成し、残しておくべきとの意見が出されました。

執行部によりますと、調査の事実関係については、プライバシーに配慮しながら、適切な方法で情報提供を行い、保護者からの請求があった場合は、いじめを受けた児童生徒、またはその保護者の所見を求めた文書の提供を受け、調査結果の報告を添えて市長に送付することとしている。議事録の作成については、法的な義務づけはされていないが、重要な会議につき、議事録は作成するとのことであり、了承いたしました。

2、議案第84号「訴えの提起について」

委員より、平成24年1月27日に本市と訴えの相手方の夫との間で、市営住宅使用料残金支払いの和解が成立していたが、履行されないため、今回は連帯責任者である妻に対し、給与の差し押さえを行うものであるとのことであるが、滞納している住宅使用料の徴収見込みと弁護士費用について説明を求めました。

執行部によりますと、今回訴えの相手となっている方は、常勤で仕事をしており、給与の4分の1が差し押さえ可能である。その金額を算出した結果、長期返済となるが、徴収できると判断し、257万円余りの請求額となっているとのこと。

弁護士費用については、夫を訴えたときは200万円の滞納に対して、弁護士に支払った金額が52万円であったため、これを勘案すると、今回の257万円余りの請求の場合は、約60万円ぐらいの弁護士費用となる見込みであるとのことでありました。

委員より、今後も丁寧な対応を行うよう要請を行い、了承いたしました。

議案第 78 号「土佐清水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 79 号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 80 号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 81 号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 82 号「土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、5 件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、原案のとおり可決いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 続いて、産業厚生常任委員会委員長 岡崎宣男君。

（産業厚生常任委員会委員長 岡崎宣男君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（岡崎宣男君） 報告の前に、まず、今回ちょっと休ませていただきました。ご迷惑をおかけしました。現在、ただ今より初心にかえて頑張るつもりでありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、平成 26 年土佐清水市議会第 2 回定例会 12 月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第 77 号「土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、現在、被保険者が出産する場合、出産費用をカバーするために、出産育児一時金として 39 万円、加算額として 3 万円、総額 42 万円を支給している。この加算額 3 万円については、分娩中の事故などで子どもが重度の脳性まひなどの障害を負った場合に、産科医療補償制度により補償を行うことで、産科医等の負担を軽減するための掛け金であります。事故件数が当初の見込みを下回り、多額の剰余金が発生しているため、3 万円から 1 万 6,000 円へと減額されることとなった。

今回の条例改正では、妊産婦の負担がふえないよう支給総額を 42 万円に据え置き、加算額（産科医療補償制度掛け金）の減額分を出産育児一時金に上乘せすることとしているとのことであります。

委員より、この条例改正により市の財政負担はどのように変わってくるかとの意見が出されました。

これに対し、市の財政負担については、これまでと変わらないとのことであり了承をいたしました。

2、議案第83号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」

委員より、以前、同施設に行った際、施設内に職員が誰もおらず、市外から訪れた方が戸惑っているのを見たとのことがあった。もっと丁寧に対応するべきとの意見が出されました。

これに対し、施設の利用時間は午前8時から午後7時までであるが、常駐の職員の勤務時間は午前9時から午後5時までとなっている。また、その職員は基本的には施設内で業務に当たっているが、あしずり温泉協議会の事務も兼務しているため、一時的に施設を離れる場合もある。

今後は、施設の利用者にきめ細かい対応をしっかりと行うよう、市としても指定管理者に対し指導していきたいとのことであり了承いたしました。

3、議案第75号「土佐清水市子ども・子育て支援法施行条例の制定について」につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

ただ今より、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻りください。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

それでは、総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会副委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。
産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。
産業厚生常任委員会副委員長は、自席にお戻り願います。
以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。
この際、暫時休憩をいたします。

午前 10時 22分 休 憩

午後 1時 00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から討論に入ります。
討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第69号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」を採決いたします。

議案第69号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第69号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号「平成26年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

議案第70号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第70号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号「平成26年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第71号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第71号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号「平成26年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

議案第72号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第72号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号「平成26年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第73号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第73号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号「平成26年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

議案第74号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第74号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号「土佐清水市子ども・子育て支援法施行条例の制定について」を採決いたします。

議案第75号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第75号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号「土佐清水市いじめ防止対策推進法施行条例の制定について」を採決いたします。

議案第76号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第76号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号「土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第77号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第77号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号「土佐清水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第78号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第78号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第79号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第79号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

制定について」を採決いたします。

議案第 80 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 80 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 80 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 81 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 81 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 81 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号「土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 82 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 82 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 82 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」を採決いたします。

議案第 83 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 83 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号「訴えの提起について」を採決いたします。

議案第 84 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 84 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

ただ今、市長から、議案第87号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第87号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第87号を議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

(議案朗読)

○議長(永野裕夫君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただ今、ご提案いたしました議案第87号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回、初日の所信の中でも、住宅用地の課税誤りが判明した件につきましては、ご報告したところでありますが、新たに議会審議期間中の12月10日に、環境課の男性嘱託職員と女性臨時職員3人が勤務時間中に、職務専念義務を欠く事案が市民の指摘により、13日になり判明いたしました。

このことについて、18日の高知新聞朝刊で報道されたのはご承知のことと存じます。

公務中、職務に専念するという公務員として基本的なことができおらず、責任者として深く反省し、市民の皆様におわび申し上げますところであります。

この件に関しましては、懲戒委員会に諮問し、本日、委員会を開催したところでありますが、答申に先立ちまして、このような不祥事が相次いで判明・発生した市政の責任者たる市長の責任は重いとの認識から、みずから処分することとして、私が給料月額額の10分の1を1カ月、また事務方のトップである副市長も同様に給料月額額の10分の1を1カ月、平成27年1月の給料から減額することを議会にお諮りするものであります。

重ねておわび申し上げますとともに、ご承認いただけますようお願いするものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

ただ今、議題となっております議案第 87 号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

議案第 87 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号については、委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

議案第 87 号「土佐清水市長の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」原案に賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立多数であります。

よって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第 11 号「「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向けた意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第 11 号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第 11 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第11号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、森 一美君。

(6番 森 一美君登壇)

○6番(森 一美君) 提案理由の説明をさせていただきます。

現在、地域の農業等は、疲弊の一途をたどっております。さらにまた改革案が出されておりまして、この改革案等を踏まえて、農協としてJAとしていろいろ取り組みをしたいという思惑でやっておりますが、本日、この土佐清水市がもっと発展するために、この意見書案を朗読して、提案理由とさせていただきます。

「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向けた意見書(案)。

「農業・農協改革」については、平成26年6月24日に「規制改革実施計画」が閣議決定され、また、農林水産業・地域の活力創造本部において「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改定が決定されました。この決定において、JAの事業やガバナンスの在り方、連合会の事業・組織形態、中央会の新たな制度への移行などについては、JAグループでの討議を踏まえて結論を得て、来年1月の通常国会への関連法案の提出を目指すこととされています。

JAグループはこれを受け、「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現を目指して、自主・自立の協同組合としての自己改革の検討に着手し、全国のJAの意向把握を行うなど、JA・県域・全国域の議論をすり合わせるとともに、外部の有識者の意見も取り入れ、11月6日に自己改革案を取りまとめ、政府に提出しています。

しかし、11月12日に政府の規制改革会議・農業ワーキンググループから発表された「農業協同組合の見直しに関する意見」では、JAの改革案とは真逆の「中央会の一般社会法人への移行」「准組合員の利用制限の導入」「全農の株式会社化への速やかな合意形成」を強く要求するなど、6月の決定を大きく逸脱しており、地域実態と協同組合への理解のない内容の提言がされています。

地域を支えるJAグループの意見を無視した法改正が進むと、農業振興を産業振興の中心に据える当地域におきましては、生産者・地域住民が将来の展望を描くことは難しく、地方の衰退が危惧されるなど、多くの課題を発生させることにつながると思われまます。

したがって、政府の農協法の改正案の取りまとめにあたっては、これまで農業や地域社会に対して果たしてきたJAの役割を踏まえるとともに、同グループの自己改革の実現への決意を尊重していただき、地方の創生につながるような改正になることを強く求めます。

以上でございますので、どうぞよろしくご審議をお願いします。

○議長(永野裕夫君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

市議会議案第11号につきましては、意見書の提出先の衆議院議長及び内閣総理大臣等の氏名が記載されておりましたが、これは本日召集されております特別国会において、衆議院議長の選出並びに組閣人事が行われる予定でありますので、本議案が可決された場合は、それぞれ決定の後、氏名を記載した上で提出することとしますので、よろしくお願いをいたします。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第11号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第11号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第11号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第11号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第11号「「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向けた意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第11号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第11号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第12号「2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第12号を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第12号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第12号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、武藤 清君。

(12番 武藤 清君登壇)

○12番(武藤 清君) 今、議長のお許しをいただきましたので、市議会議案第12号「2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書の提出について」、案文の朗読をして提案理由の説明といたします。

介護保険制度については、保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、2015年4月から3年間かけて市町村事業への移行が進められます。

この見直しについては、多くの関係者及び関係団体からは、地域資源や財政基盤による「地域間格差の拡大」や必要なサービスが提供されないことによる「要支援者の介護の重度化」及び「介護労働者の処遇低下」などに関する不安が指摘されてきました。

こうした不安が現実のものにならないための施策の実施については、国会議論における厚生労働大臣答弁や法案採択にあたっての衆議院厚生労働委員会における附帯決議として採択されたところです。

2015年4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善及び放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっています。

つきましては、介護保険制度については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招くことなく、制度の充実を図るとともに、子ども・子育て支援新制度については、保育の質を改善するために、政府に以下の対策を求めます。

記

1. 介護保険制度改正によって保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下および福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること
2. 子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要とされる約1兆円の財源を確実に確保すること

3. 介護労働者及び保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること

と
以上、よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

市議会議案第12号につきましても、意見書の提出先の衆議院議長及び内閣総理大臣等の氏名が記載されておりませんが、先ほどと同様の扱いといたしますので、よろしくお願いをいたします。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第12号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第12号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第12号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第12号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第12号「2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第12号について、原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、市議会議案第12号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第13号「人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の

制定を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第13号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第13号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第13号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

12番 武藤 清君。

(12番 武藤 清君登壇)

○12番(武藤 清君) 市議会議案第13号「人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める意見書の提出について」

日本は、世界第三位の経済大国であり、民主主義の成熟した国として、また、優れた文化を有する「おもてなし」の国として国際社会において高く評価されている。このことは、外国人観光客が年間1,000万人を超える現実を見ても明らかである。

現在、日本には在日韓国人をはじめとする200万人以上の外国人住民が居住しており、納税などの義務をはじめ地域社会に応分の貢献をし生活を営んでいるところである。

ところが昨年来、主に在日韓国人を標的としたヘイトスピーチが日本各地で頻繁に起こっていることに心が痛む思いをしており、とりわけ「朝鮮人みな殺しにせよ」「不逞鮮人追放」「大虐殺するぞ」「良い韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ」などというヘイトスピーチがあらさまに露出してきており、私たちは大変憂慮するところである。

ヘイトスピーチを行う団体は、在特会(在日特権を許さない市民の会)をはじめとするネット右翼や新興の右派団体で、繁華街で拡声器を使って怒声を飛ばしレイシズム的表現で憎悪を煽る彼らの一連の言動は、日本の社会問題として深刻化している。日本の各界においても常軌を逸した人種差別を憂慮し、規制を求める声が上がっており、2020年の東京オリンピック控え、国際社会においても問題視されている。

在特会によるヘイトスピーチに対して、人種差別と断じた大阪高裁の判決が最高裁で確定した。

最高裁は、「在特会の主眼は、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴えることにあった」と認定した高裁判断を支持したものであった。このことは、「排外主義は認めない」という世界共通の価値観を日本の司法も共有する姿勢のあらわれとみるべきだ。

よって、人種差別・民族差別を煽るヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を強く求めるものである。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

市議会議案第13号につきましても、意見書の提出先の衆議院議長及び内閣総理大臣等の氏名が記載されておりませんが、先ほどと同様な扱いといたしますので、よろしく願いをいたします。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第13号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第13号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第13号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第13号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第13号「人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第13号について原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、市議会議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第2、「各委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、それぞれお手元に配付をいたしております申し出書のとおり、閉会中の継続審査調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、決定されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 大変ご苦労さまでした。市議会第2回定例会12月会議の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本会議に提案をいたしました議案につきましては、追加議案も含め、いずれも可決いただき、まことにありがとうございました。

今回の会議では、9名の議員が質問に立ち、あらゆる角度から市政についてのご提言をいただきましたが、これからの行政執行の中で十分に生かしていきたいと考えております。今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本年もいよいよ残すところあと1週間足らずとなりました。この1年を振り返ってみますと、土佐清水市議会基本条例に基づく通年議会が始まり、1月会議では7カ月空白が続いていた副市長に磯脇氏の就任、3月会議では市長就任後初めての予算編成、また、改選後、新しい議員を迎えての第2回定例会9月会議の開催など、私にとっても大変思い出深い1年とな

りましたが、来るべき新しい年が、本市にとりましても、市民の皆様にとりましても、輝かしい年になりますよう、心よりご祈念を申し上げまして、12月会議の閉会に当たってのご挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（永野裕夫君） 市議会第2回定例会閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本年1月より議会基本条例に基づき、通年議会がスタートいたしました。

議会報告会も各地区で開催をして、市民の皆さんのご意見を伺い、まだ十分ではありませんが、できる限りの議会対応をさせていただいております。

今後も、市民の皆さんに開かれたわかりやすい議会を目指す所存であります。

さらに、この1年を振り返り、議員は改選もあり、いま一度、議員はもとより、執行部または職員の皆さんも襟を正し、原点に戻り、市民に愛される、また市民より信用され、尊敬される議員職員であることを切に要望をいたします。

今年も残りわずかとなりました。これからの年の瀬に向かい、寒さも厳しくなっております。皆様、そしてインターネット中継をごらんの皆様、くれぐれも健康に留意され、輝く明るい新年を迎えられますよう、心からご祈念を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

これをもちまして、平成26年土佐清水市議会第2回定例会12月会議を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって平成26年土佐清水市議会第2回定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって、平成26年土佐清水市議会第2回定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。（拍手）

午後 1時39分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員